

平成19年9月3日
横浜地方裁判所第1民事部

裁判所和解条項

1 被告相模原市長は、相模原市と補助参加人木本建興株式会社(以下補助参加人)が平成15年5月14日付けで締結した『公共下水道中央地区第1汚水幹線整備工事(1工区)』に係る工事請負契約について、予定価格の積算にあたり相模原市が行った積算に誤りがあったこと、および上記積算の誤りが平成16年2月10日に発覚したあとに相模原市が取った処置に適切さを欠くところがあったことを認め、予定価格の積算の誤りの未然防止のために既に検算体制の充実などの予防処置を講じていることに加え、将来にわたり、再発防止に努めることとし、裁判所から以下の内容の勧告を受け、以下の4名が平成19年9月末日限り、勧告通りの金員を支払うことを承諾したことを踏まえ、原告らと被告相模原市長とは、第2項ないし5項のとおりの内容で和解することを合意する。

(裁判所の勧告の内容)

以下の4名は、本件解決金として、次の金員を訴外相模原市に支払うこと。

- ア 補助参加人 90万円
- イ 被告知人岩本和紀(元相模原市土木部長) 34万円
- ウ 被告知人近藤伸也(元相模原市土木部次長) 33万円
- エ 被告知人石川正次(元相模原市土木部下水道整備課長) 33万円

2 被告相模原市長は、原告らに対し、第1項記載の金員の支払いが滞りなく履行されるよう必要な管理、監督を行い、各自の支払いが完了したときは、速やかにその旨を原告ら代理人弁護士中野直樹宛文書により通知することを約する。

3 原告らは、本日、本件訴えのすべてを取り下げ、被告はこれに同意する。

4 原告らは、訴外相模原市に対し、地方自治法242条の2第12項に規定する弁護士への報酬に関する請求をしないものとする。

5 訴訟費用は、各自の負担とする。